

エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version 1.1」認定基準の一部改定について

エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version 1.1」について、以下のとおり軽微な改定を行う。

改定（下線部を追加、見消部を削除）

4-1．環境に関する基準

(6)紙は、古紙パルプ配合率が70%以上であること。

板紙は、古紙パルプ配合率が90%以上であること。

「電気掃除機用フィルター袋」は、フィルター本体の外装袋の古紙パルプ配合率が20%以上であること。且つ、フィルター以外の部品について古紙パルプ配合率が90%以上であること。「台所流し台水切り用濾紙袋」は、古紙パルプ配合率が20%以上であること。「廃食用油吸収材」および「鳥獣用品のうちペットシートおよび猫砂」は、本項目を適用しない。

別表1

~~ごみ袋（ただし、黒色など不透明プラスチック袋は対象外）~~

解説 A-1

プラスチックは、「No.118 再生材料を使用したプラスチック製品」の商品区分～（中略）～使用は認めないこととした。また、同認定基準 version.1.0 では、黒色のごみ袋を対象外としていたが、再生プラスチックにおいてコントロールが難しい雑色ロスの用途を広げる必要性が指摘されたことや、透明・半透明ごみ袋と黒色ごみ袋の使い分けは使用者の選択にまかせるべきとの意見により、同認定基準 version.2.0 では黒色ごみ袋を対象外としないこととなった。

2005年5月13日改定

以上